

役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

目的及び意義

第1条 この規程は、社会福祉法人愛耕福祉会（以下「この法人」という。）の定款第21条及び第8条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 名誉会長及び顧問は、定款第二八条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条 この法人は、役員、名誉会長及び顧問に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合において、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

（報酬等の額の決定）

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間800万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間15万円以内とする。

- 3 この法人の常勤理事の報酬月額、別表1（常勤理事の報酬）に定める額とする。
- 4 非常勤理事、監事、名誉会長及び顧問に対する報酬は、別表2（非常勤理事等の報酬）に定める額とする。
- 5 個々の評議員の報酬は、別表3（評議員の報酬）に定める額とする。

（費用弁償の支給）

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員及び評議員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

（報酬等の支給日）

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 非常勤役員及び評議員等の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

附 則

この規程は平成29年3月17日（評議員会の議決日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は令和3年6月24日（評議員会の議決日）から施行及び適用する。

附 則

この規程は令和5年6月22日（評議員会の議決日）から施行及び適用する。

別表1（常勤理事長の報酬）

役職名	報酬の額	支給基準
理事長	月額500,000円	1日6時間以上勤務の場合

※上記別表1の報酬については週5日間業務に準ずる場合の報酬とする。

別表2（非常勤理事等の報酬）

（1）理事

報酬の対象業務範囲	日 額
理事会・評議員会等会議への出席	5,000円
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	2,000円/時間 業務に要した時間を乗する

※上記別表2（1）の報酬については週5日までの業務を上限とする。

（2）監事

報酬の対象業務範囲	日 額
理事会・評議員会等会議への出席	5,000円
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	1,500円/時間 業務に要した時間を乗する

※上記別表2（2）の報酬については週3日までの業務を上限とする。

（3）名誉会長及び顧問

報酬の対象業務範囲	日 額
理事会・評議員会等会議への出席	5,000円
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	1,500円/時間 業務に要した時間を乗する

※上記別表2（3）の報酬については週3日までの業務を上限とする。

別表3（評議員の報酬）

報酬の対象業務範囲	日 額
評議員会等会議への出席	5,000円
上記以外、法人及び施設業務のための出勤	1,500円/時間 業務に要した時間を乗する

※上記別表3の報酬については週3日までの業務を上限とする。